

令和4年3月24日

海上自衛隊岩国航空基地所属の航空機の部品の落下に関する口頭要請について

3月23日に海上自衛隊岩国航空基地所属のMCH-101の部品が落下したことについて、本日（24日）、山口県基地関係県市町連絡協議会として岩国市が代表し、同基地に対し下記のとおり口頭要請を行いましたので、その概要をお知らせします。

（協議会構成自治体…山口県、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町）

記

- 1 日時：令和4年3月24日（木）午前10時00分
- 2 要請者：岩国市基地政策課長 穴水 辰雄（あなみず たつお）
（協議会を代表して要請）
- 3 相手方：海上自衛隊第31航空群司令部広報室長 守永 哲也（もりなが てつや）
- 4 要請内容（口頭要請（電話））

今回の部品落下について、人的・物的被害はないとのことだが、落下した部品の大きさや重量を踏まえると、一步間違えば大事故につながりかねないものであった。こうした事案が発生したことは、基地周辺住民に大きな不安を与えるものであり、誠に遺憾である。

ついては、原因を早期に究明されるとともに、機器の点検整備や安全点検を徹底され、再発防止に努められるよう要請する。

5 回答内容

関係者の皆様に御心配をおかけして申し訳ない。

要請内容については、真摯に受け止め、原因の早期究明及び再発防止に努めてまいりたい。

《事案の概要》

- ①確認日時：令和4年3月23日（水）午後2時13分頃
（小松島飛行場離陸後、飛行中に物件の落下を確認）
- ②所属及び機種：第111航空隊 MCH-101 8657号
- ③落下発生地点：徳島県蒲生田岬より南方約30kmの海上
（北緯33度34分 東経134度47分）
- ④落下した物件等：非常脱出ドア
（材質：FRP製）縦約132cm、横約77cm、厚さ約10cm、重さ約6.5kg
- ⑤落下の原因：調査中
- ⑥被害情報：被害に関する情報なし。
- ⑦その他：飛行中搭乗員が、当該物件が洋上に落下するのを視認しており、落下の際に周辺には船舶等が航行していなかったことを確認している。なお、落下地点を搜索したが、当該物件は発見できず、水没したものと思われる。